

## 妻の異常な行動により別居，裁判上の和解により離婚成立に至ったケース

### 離婚

#### 事案の概要

50代 男性 会社員

相談者は、結婚当初から性格の不一致によりちぐはぐな生活を送っていましたが、妻が相談者の行動を監視するようになり精神的に追い込まれました。そして、妻は、女性との関係を疑い、包丁をもって脅すなどの行動に出たため、相談者は恐怖を感じて妻と別居しました。

相談者は、妻と別居後、離婚について協議しようとしたのですが、妻からは中傷メールが送られてきたため、当事者での協議は困難であると考えて、妻に対する離婚請求を弁護士に相談することになりました。

#### 解決結果

まずは、離婚調停を申し立てましたが、妻が出廷せずに不成立となり、すぐに離婚裁判を提起することになりました。

妻は、相談者の女性関係を疑い、「有責配偶者からの離婚請求だから認められない」などと主張しましたが、証拠が乏しく、別居期間が3年以上にわたっており、婚姻関係の破綻は明らかでした。

そこで、財産分与や解決金などの金銭条件について、相談者に大きな負担がない程度の条件を相談者側から妻に提示したところ、妻もこれに同意したことから、和解によって離婚成立となりました。

#### 担当弁護士からひとこと

妻が有責配偶者からの離婚請求だと争っていましたが、**裁判では本人尋問などの手続きも予想**され、**長期に及ぶ可能性**がありました。

相談者にとって、尋問は精神的に大きな負担でしたし、裁判の途中で妻から婚姻費用分担請求があったため、離婚成立までは**婚姻費用の支払い**が続くなど金銭的な負担もありました。

そこで、出来るだけ早期に解決することを重要視し、婚姻関係の破綻をしっかり主張した上で、財産分与において妻にある程度有利な条件を提示し、**和解を申し入**れました。

結果、妻も和解を受け入れ、離婚成立に至りました。